

鎌倉市監査委員公表第5号

監査指摘事項措置結果の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年8月29日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 長嶋 竜弘

指摘事項措置結果通知書

選挙管理委員会事務局

指摘事項（平成 26 年度）	措置結果
<p data-bbox="236 456 467 490">（指摘事項の内容）</p> <p data-bbox="217 512 798 824">鎌倉市議会議員選挙における選挙運動用自動車燃料負担金については、立候補届出日から選挙期日の前日まで（4月14日～20日）燃料を供給することができるが、それ以外の日（4月22日）に燃料を供給しているものが1名分あった。</p> <p data-bbox="245 846 526 880">適切に対処されたい。</p>	<p data-bbox="868 456 1099 490">（措置結果の内容）</p> <p data-bbox="823 512 1430 656">平成26年7月4日に公費を負担した業者より当該指摘事項に該当する燃料代の返納がありました。</p> <p data-bbox="823 678 1430 934">今後は、立候補者への説明会等において、公費負担について、燃料が供給できる期日等の説明を詳細に行い、公費負担書類受取時、支払時等において、確認を徹底し、適正な事務を行います。</p>